

令和7年1月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1.開催日時 令和7年1月28日（火） 9時00分開会

2.開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3.出席委員 14名

職 名	議席 番号	氏 名	職 名	議席 番号	氏 名
会 長	4 番	脇田 峰生	委 員	7 番	入鹿山 君徳
職務代理者	1 1 番	中村 裕臣	委 員	8 番	窪田 良二
委 員	1 番	河本 アツミ	委 員	9 番	鮫島 貞人
委 員	2 番	鮫島 繁樹	委 員	1 0 番	深田 広文
委 員	3 番	日高 仙三	委 員	1 2 番	日笠山 昭代
委 員	5 番	中村 逸夫	委 員	1 3 番	古田 新一
委 員	6 番	山下 正	委 員	1 4 番	名越 直樹

4.欠席委員 0名

5.議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報告第1号 合意解約等について
- 第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 第 4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
- 第 5 議案第3号 非農地証明について
- 第 6 議案第4号 農用地利用集積計画策定に係る意見について
- 第 7 議案第5号 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について
- 第 8 議案第6号 荒廃農地の非農地判断について

○事務局

皆さん、おはようございます。

開会の前に、1月に人事異動があり、事務局の構成が変わりましたので紹介します。

12月に退職したH係長の後任に高齢者支援課からSが配属になっています。新任の挨拶をお願いします。

○係長

皆さんおはようございます。Hの後任に配属になりましたSです。不慣れな点多々あると思いますが、よろしくお願いします。

○事務局

本日はK1推進委員、K2推進委員、H推進委員から欠席の連絡が入っています。

それではこれから令和7年1月西之表市農業委員会定例総会を開会します。

なお、会議中は携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに設定をお願いします。また、退席する時は、議長の許可をもらってから退席してくださいようお願いします。

それでは、開会にあたり、会長にご挨拶いただき、その後、議事進行をお願いします。

○会長

改めまして、皆さん、おはようございます。

新年の挨拶としては、もう遅いですが、初めて会う方がほとんどですので、改めまして、あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いします。

令和7年1月西之表市農業委員会定例総会の開催につきまして、案内をしましたところ、大変忙しい中、委員、推進委員の皆様には、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

いよいよ市長選、市議選が始まりました。立候補の皆さんがいろいろな主張をしていますが、西之表市のためにがんばっていただきたいと思います。

また年末からインフルエンザが流行しています。感染予防に努めていただき、体調管理には十分気をつけていただきたいと思います。

農家の方々にとりましては、ブロッコリーがヒヨドリの食害で葉っぱが全然なくなっているような状態で、対策してもなかなか効果がないようです。

また、牛セリがありまして、前月比で平均2、3万円上がっているようです。

簡単ですが、開会の挨拶とします。

本日は議事運営がスムーズに進むように皆さんのご協力をお願いします。

○議長

それでは本日の会議を開きます。日程は配付しています議事日程のとおりです。

日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名人の指名を行います。

3番日高委員、5番中村逸夫委員を指名します。

続きまして、日程第2、報告第1号「合意解約等について」です。

事務局の報告をお願いします。

○事務局

日程第2、報告第1号「合意解約等について」報告します。資料は1ページです。

今月の合意解約は1番から3番の3件で、台帳現況地目、畑7筆、17,844平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

○議長

続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案説明をお願いします

○事務局

日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を説明します。資料は2ページです。

今月は所有権移転2件の申請がありました。

1番です。国上校区湊地区で、現況地目畑の1筆で、面積2,181平米を交換によって所有権移転するものです。

2番です。国上校区湊地区で、現況地目田の1筆で、面積1,061平米を交換によって所有権移転するものです。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。

続いて担当委員から報告をお願いします。

まず整理番号1番、2番について1番委員をお願いします。

○1番委員

整理番号1番、2番は交換ということで、譲受人、譲渡人がそれぞれ一緒ですので、まとめて説明します。

1月22日13時、担当推進委員、申請人双方立会いのもと現地調査を行いました。現地は湊地域の集落です。お互いに田と畑を交換ということでした。

1番の譲受人は畑が欲しい、2番の譲受人は、田んぼが欲しいということで、交換するということになったようです。

仕事がやりやすいようにそうするんだということで、面積は問題ないということでした。

お互いに農業をやっている方々なので、何も問題はなく、許可相当と考えます。

よろしくお願いします。

○議長

ただいま担当委員から説明がありました。

この件につきまして皆さんから質疑等がありましたら挙手でお願いします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、質疑を終了し、これから議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の採決を行います。

許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして、日程第4、議案第2号「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。事務局、議案説明をお願いします。

○事務局

日程第4、議案第2号「農地法第5条の規定による許可について」を説明します。資料は3ページです。

1番です。現和校区浅川地区です。台帳地目畑、現況地目雑種地の1筆です。面積173平米を転用するものです。

申請理由は、既設廃倉庫を補修し、農業用倉庫としての使用と駐車場の確保のためです。

農地区分は、農用地区域内の農地です。

申請地には平成3年1月2日建築の既設廃倉庫があり、申請人は、申請地横の畑を所有しており、農業用倉庫での使用を考え、申請前に補修を行っています。

これについては、顛末書が提出されています。

周辺は畑・山林であり、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、転用による周囲への被害はないと思われます。

なお、この案件は申請地が農振農用地区域内の農地であるため、鹿児島県農業会議の定例常設審議委員会の意見聴取対象となります。

2番です。住吉校区里之町地区です。台帳現況地目畑の1筆です。面積315平米です。

申請理由は、現在、申請人は借家住まいで、母名義の申請地を無償で借りて自己住宅を建築したいとのことでした。

農地区分は、農振農用地区域外の農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備の農地であることから、第2種農地の「その他の農地」に該当すると判断されます。

周囲は、住宅、畑、道路があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出され、転用による周囲への被害はないと思われます。

資金調達については、銀行からの融資を計画しており、銀行には確認済みで、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われると思われます。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。本件につきましては、14日に合同で現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

○11番委員

11番です。「農地法第5条の規定による許可について」における合同現地調査の結果を報告します。

1月14日、調査員2名、事務局2名、担当の委員・推進委員、立会人の7名で、合同現地調査を行いました。

整理番号1について報告します。

場所は現和校区の浅川の坂道を上がったところの圃場整備地区の一角です。圃場整備の外側にある小屋で、申請人は売買契約を結んだ後、申請地の地目が畑とは知らず

に、内装の補修を行ったということで、もう既に補修は終わっています。

見たところ、特に周りに影響することは何もなく、問題ないと意見の一致を見たところでは。

整理番号2について報告します。

場所は住吉校区里之町の申請人の実家の前の畑で、家庭菜園で使っていた畑でした。

周りには側溝等もあり、排水等何も問題なく、許可相当と意見の一致を見たところでは。

以上です。

○議長

ただいま調査委員長から報告がありました。この件につきまして担当委員から補足の説明がありましたら、お願いします。

番号1について9番委員をお願いします。

○9番委員

ただいまの調査委員長の報告のとおりです。問題ないと思います。

以上です。

○議長

続いて整理番号2です。10番委員をお願いします。

○10番委員

ただいまの調査委員長の報告のとおりで、許可相当と思います。

○議長

ただいま担当委員から報告がありました。この件につきまして、皆さんから質疑等がありましたら、挙手をお願いします。

（挙手なし）

無いようですので、質疑を終了し、これから議案第2号「農地法第5条の規定による許可について」の採決をします。

原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

なお、1番につきましては、「農用地区域内の農地転用」となりますので、県の意見を聞かなければなりません。従いまして、2月5日に開催される常設審議委員会で県の意見を聞いた後に許可指令書を交付することになります。

続きまして日程第5、議案第3号「非農地証明について」を議題とします。議案説明をお願いします。

○事務局

日程第5、議案第3号「非農地証明について」を説明します。

資料は4ページです。

1番です。上西校区大花里地区です。台帳地目は畑で面積は8,102平米です。平成29年頃から耕作しておらず、現在は原野となっています。

交付基準1の（イ）に基づく申請です。

2 番です。榕城校区本立地区です。台帳地目は田 1 筆、畑 2 筆で 3 筆とも現況は山林となっています。面積については、3 筆の合計面積は 1, 5 0 2 平米です。

昭和 6 0 年頃以降耕作しておらず、現在は山林となっています。

交付基準 1 の（イ）に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。

この件につきましても 1 4 日に合同現地調査が行われているので、調査委員長の報告をお願いします。

○1 1 番委員

1 1 番です。「非農地証明について」を報告します。

整理番号 1 です。

1 月 1 4 日に合同現地調査を行いました。

場所は上西伊勢神社の上の方の交差点のちょうど角にあたる圃場で、実質 2 枚の圃場になってました。

3 メートルぐらいの段差がある圃場で、1 番の広い畑の下に 2 番の畑がありました。

周りはニガダケが 5、6 m 走っていて、ここを耕作するのは難しく、交付基準 1 の（イ）に該当すると意見の一致を見ました。

続きまして整理番号 2 について説明します。

ここは石堂のガソリンスタンドの交差点の道路脇にあり、竹林になっていて、入ることもままならないぐらい荒れている状態で、交付基準 1 の（イ）に該当すると意見の一致を見ました。

以上です。

○議長

ただいま調査委員長から報告がありました。

この件について担当委員から補足がありましたらお願いします。

番号 1 について 1 2 番委員お願いします。

○1 2 番委員

1 2 番です。ただいまの委員長の報告のとおり間違いありません。

以上です。

○議長

続いて整理番号 2 について 1 4 番委員お願いします。

○1 4 委員

1 4 番です。調査委員長の報告のとおりです。

○議長

ただ今、担当委員から報告がありました。この件につきまして、皆さんから質疑等ありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長

無いようですので、これから議案第 3 号「非農地証明について」の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は承認することに決定しました。

続きまして、日程第6、議案第4号「農地利用集積計画策定に係る意見について」を議題とします。議案説明を求めます。

○事務局

日程第6、議案第4号「農地利用集積計画策定に係る意見について」を説明します。

所有権移転について説明します。5ページをお開きください。

所有権移転時期は令和7年2月1日です。

1段目です。地目畑、面積8,332平米、所有権を移転する者4人、受ける者4人です。

内訳については6ページを詳細については7ページから19ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。それでは、担当委員の報告をお願いします。所有権移転、整理番号1について3番委員報告をお願いします。

○3番委員

3番です。整理番号1につきまして報告します。

26日、担当推進委員、譲受人立会いのもと現地調査を行いました。

農地の場所としては、安納校区の峯地区にある畑かん完了済みの農地です。これに関しましては、以前から耕作、管理していました譲受人と譲渡人の話し合いのもと贈与する形になったそうです。現在はキビが耕作されています。

譲渡人に関しましては、現在、県外在住の土地持ち非農家ということで、電話で確認を取っています。

申請のとおり間違いはないということで、許可相当と思います。以上です。

○議長

続きまして、所有権移転、整理番号2について6番委員報告をお願いします。

○6番委員

6番です。整理番号2について報告します。

1月22日午後12時過ぎに担当推進委員、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。

現地は住吉校区下能野地区の圃場整備地区内でサトウキビの収穫を終えたところでした。

譲受人は現在、2ヘクタールほど畑を耕作しており、農業機械も60馬力のトラクター、耕耘機、管理機と揃っており、84歳と高齢ではありますが、子供たちの協力も借りながら、今年度はイモの耕作をしていたそうです。

譲渡人には電話で確認を取り、譲渡人と譲受人の間で話はまとまっており、申請内容のとおりで、許可相当と考えます。

以上です。

○議長

続きまして整理番号3について、7番委員報告をお願いします。

○7番委員

7番です。

1月26日、譲受人、譲渡人には電話で確認を取っています。譲受人は現和校区在住の認定農家であり、規模を拡大したいということです。

譲渡人は、鹿児島に住んでいて種子島には帰ってこないという状況です。譲受人からの申し入れで、土地を売買するということで話はついているとのこと。

現地を確認したところ、少し竹が入ってきている状況ではありますが、畑として十分活用できるものと思います。以上、申請のとおり許可相当と思います。

○議長

番号4について10番委員をお願いします。

○10番委員

10番です。1月26日12時半から6番委員と譲受人立会いのもと現地調査を実施しました。現地は住吉地区の志和野団地内で、サトウキビが植え付けをされていました。

譲渡人は、県外在住で地元の財産を処分したいということで、譲受人に相談があったようです。

譲受人は農業機械、技術等申し分ないと思います。

譲渡人には電話で確認を取っています。

申請のとおり許可相当と思います。

以上です。

○議長

ただ今、担当委員の方から報告がありました。この件につきまして、質疑等ありましたら挙手でお願いします。

(挙手なし)

無いようですので、質疑を終了し、これから議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。

全会一致で賛成ですので、本案について承認することに決定しました。

続きまして、日程第7、議案第5号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を議題とします。議案説明をお願いします。

○事務局

日程第7、議案第5号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」についてですが、総会資料の差し替えがあります。

お手元に「総会資料の差し替えについて」とある別冊の資料があると思います。修正箇所が多数ありましたので、別冊の資料をお配りしています。

差し替えの理由につきましては、5筆13,157平米を来月の促進計画に1ヶ月ずらしたためです。促進計画で貸借をした農地が地域集積協力金事業の交付金に反映

されますが、今月までの促進計画が令和6年度の事業となります。しかしながら、6年度は事業の要件を満たさなかったため、対象外となりました。来月分は7年度事業の対象となることから、来月の審議とするところです。迷惑をおかけして申し訳ございません。

それでは別冊にて説明をします。別冊の20ページとなります。

所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定です。

1段目です。期間が令和7年2月28日から令和12年2月27日までの5年間、地目畑、面積3,893平米、利用権の設定する者1人受ける者の1人です。

2段目です。期間が令和7年2月28日から令和17年2月27日までの10年間、地目田、面積4,452平米、地目畑、面積79,907平米、合計面積84,359平米、利用権の設定をする者13人、受ける者1人です。

内訳については21ページを、詳細については、22ページから40ページをご覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定です。

41ページをお開きください。

1段目です。期間が令和7年2月28日から令和12年2月27日までの5年間、地目畑、面積3,893平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和7年2月28日から令和17年年2月27日までの10年間、地目田、面積4,452平米、地目畑79,907平米、合計面積84,359平米、利用権の設定をする者1人、受ける者11人です。

内訳については42ページを詳細については、43ページから56ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

農用地集積等促進計画につきましては担当委員の報告はありません。

この件について、皆さんから質疑等がありましたら、挙手でお願いします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので質疑を終了し、これから議案第5号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございます。

全会一致で賛成ですので、本案は承認することに決定しました。

続きまして、日程第8 議案第6号「荒廃農地の非農地判断について」を議題とします。議案説明をお願いします。

○事務局

日程第8 議案第6号「荒廃農地の非農地判断について」を説明します。

61ページから81ページです。

まず資料の修正をお願いします。

64ページをご覧ください。中ほどにありますナンバー74は平成29年6月29日に非農地通知を交付していただきましたので、削除してください。

これに伴い81ページの集計の修正をお願いします。

畑、山林の69筆を68筆に、面積の87,215平米を86,412平米に、計の448筆を447筆に587,028平米を586,225平米に修正をお願いします。

それでは、説明します。対象農地については7月から9月に皆さんに行っていた農地の状況調査において、荒廃農地として上げていただいた農地を先月改めて調査をしていただき、その調査結果を現況地目欄に記載しています。これに基づき、「原野・山林・雑種地・道路」として確認した土地を非農地と判断してよろしいか審議いただきたいと思います。

なお、対象農地447筆、586,225平米のうち、原野が359筆、484,652平米、山林が86筆、100,270平米、雑種地が1筆、1,241平米、道路が1筆、62平米となっています。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。

ただ今の説明につきまして、質疑・意見がありましたら、挙手でお願いします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、議案第6号「荒廃農地の非農地判断について」の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして本日の議事は終了しました。

なお、農業委員会法第14条及び第24条において、農業委員、推進委員は「職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」となっていますので、ご注意ください。

会 長 _____ 印

3 番 委 員 _____ 印

5 番 委 員 _____ 印